

特殊法人等整理合理化計画の実施状況について

特殊法人等整理合理化計画で示された指摘事項について、平成 14 年度末時点でフォローアップを実施。

この結果、事務事業の見直し、組織形態の見直しのいずれについても、指摘事項数でみて、概ね 8 割程度が既に実施済み又は継続実施となっており、全体として、同計画は着実に具体化されつつある。

事務事業の見直し、組織形態の見直し別の状況は次のとおり。(具体例等は別紙参照)

事務事業の見直し

1 実施済・継続実施 (約 440 事項)

指摘事項のうち、

事業の廃止 / 助成方式の見直し

といった指摘事項については、制度改正等の措置を実施済みのものが多く。

また、

施設の統廃合 / 事業の限定 / 事業規模の縮減

業務の外部委託の拡大 / 外部評価の実施と反映

国民に対する情報提供

といった指摘事項については、見直しに着手され、継続的・段階的に実施されているものが多い。

2 今後実施予定 (約 100 事項)

独立行政法人移行後に業務等の廃止、見直しを予定しているもの

平成 15 年度から外部評価や費用対効果分析の実施を予定しているもの等見直しの方向やスケジュールが決まっているものが多い。

組織形態の見直し

1 整理合理化計画の対象 163 法人のうち、既に 118 法人について法律改正等の必要な措置を実施。本通常国会に法案を提出している 10 法人も含め、これらで全体の約 8 割となっている。()は、本通常国会に法案を提出している法人数で外数。

法律改正により廃止・独立行政法人化等	46 法人 (5 法人)
法律改正により民営化等	14 法人 (5 法人)
経常費補助廃止、会則改正等により民営化等	12 法人
共済組合類型の法人として整理	46 法人

2 その他の法人については、現状維持とされた 5 法人を除き、次のとおり。
 改革の基本的な方向や検討のスケジュールが定まっているもの 16 法人
 将来の完全民営化に向けた検討・対策を行っている特殊会社 5 法人
 集中改革期間内に見直しを検討し、結論を得ることとされている法人 8 法人
 集中改革期間内に、財団法人化の方向で見直すこととされている法人 1 法人

事務事業の見直しの具体例

1 実施済・継続実施

(事業の廃止)

- ・ 簡易生命保険加入者の健康の保持増進事業に対する助成について、郵政公社化に合わせ、平成 14 年度に廃止。(簡易保険福祉事業団)
- ・ 衛星管制業務について、平成 13 年度に廃止。(通信・放送機構)
- ・ 開発投資融資事業・入植地事業・移住者送出業務の廃止について、新独法法の業務規定から削除することにより措置。(国際協力事業団)
- ・ 国際特定重要研究推進事業、特別重要研究推進事業、フェロシップ事業について、平成 14 年度から廃止。(科学技術振興事業団)
- ・ 労組指導者招聘事業・東欧諸国労働交流事業について、平成 13 年度限りで廃止。(日本労働研究機構)
- ・ 雇用促進融資業務について、平成 13 年度末をもって新規融資を廃止。(雇用・能力開発機構)
- ・ NTT - A 融資事業について、平成 14 年度より融資を中止した上で、新独法法の業務規定から削除することにより措置。(緑資源公団)
- ・ 乳製品の委託生産のあっせん、生糸の短期保管業務等の廃止について、新独法法の業務規定から削除することにより措置。(農畜産業振興事業団)
- ・ 野菜価格安定事業に係る野菜売買保管等事業・保管施設の廃止について、新独法法の業務規定から削除することにより措置。(野菜供給安定基金)
- ・ 工業再配置事業・地方拠点振興事業の廃止について、新独法法の業務規定から削除することにより措置。(地域振興整備公団)
- ・ 金属鋳業安定化資金融資について、整理合理化計画から更に踏み込んで廃止することとし、新独法法の業務規定から削除することにより措置。(金属鋳業事業団)
- ・ 機械類信用保険の廃止について、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律において措置。(中小企業総合事業団)
- ・ 改造融資業務及び債務保証業務の技術的支援に係る部分を除く部分の廃止について、平成 14 年度より新規募集を中止した上で、新独法法の業務規定から削除することにより措置。(運輸施設整備事業団)
- ・ 都市鉄道線事業について、原則として新規採択を行わない旨を内容とする法律改正済み。(日本鉄道建設公団)
- ・ 下水汚泥広域処理事業を廃止すること等を内容とする日本下水道事業団法の一部を改正する法律が成立済み。(日本下水道事業団)
- ・ 集団設置建物建設譲渡事業について、平成 14 年度をもって廃止。(環境事業団)
- ・ 輸入金融について、資源関係以外の業務から撤退するとともに、航空機輸入等について、保証に移行。(国際協力銀行) 等

(助成方式の見直し)

- ・平成14年度から、資源の重点配分を行った上で一般会計からの出資金による資金供給を廃止し、補助金化。(通信・放送機構、宇宙開発事業団、科学技術振興事業団、理化学研究所、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、生物系特定産業技術研究推進機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、運輸施設整備事業団)
- ・科学研究費補助金の配分に関する国と日本学術振興会の役割分担について、責任の明確化及び合理的・効率的な事業実施の観点に立ち、制度として定着している研究種目については日本学術振興会から、新たに設けたものなど定着していない研究種目については、国から直接交付。(日本学術振興会)
- ・鉄道事業者等に対する補助金のうち、バリアフリー関係補助金などについて、国へ移管。(運輸施設整備事業団) 等

(施設の統廃合)

- ・加入者福祉施設(かんぼの宿等)について、統廃合〔閣議決定時：116施設 平成14年度末：105施設〕。引続き、不採算施設の廃止を毎年度段階的に行い、平成19年度をもって完了。(簡易保険福祉事業団)
- ・勤労者福祉施設(勤労者体育施設等)について、地方公共団体等への譲渡を実施〔平成15年2月末現在、2,070施設中1,021施設を譲渡等済み〕し、新独法の業務としては、集中改革期間内(平成17年度内)に譲渡又は廃止。(雇用・能力開発機構)
- ・休養施設について、平成15年度末までに3施設を廃止し、残り4施設についても、平成17年度末までに廃止。(労働福祉事業団)
- ・労災保険会館について、平成17年度末を目途に廃止〔平成13年度：0.3億円 平成15年度：0億円〕。(労働福祉事業団)
- ・大規模年金保養基地(グリーンピア)について、平成17年度までに廃止〔平成14年度末までに、13箇所中5箇所を運営停止済み〕。また、基地の修繕費(出資金)については平成14年度をもって廃止〔平成13年度：8億円 平成15年度：0億円〕。(年金資金運用基金) 等

(事業の限定)(注)〔 〕内は平成13年度予算と平成15年度予算の比較

- ・電気通信システム共同開発事業及び通信・放送研究成果展開事業について、リスクが高いもの等に限定して実施。(通信・放送機構)
〔52億円 16億円〕
- ・日本研究振興事業等について、外交政策上必要性が高いものに限定。(国際交流基金) 〔108億円 85億円〕
- ・出資事業について、平成14年度の新規採択を凍結するとともに、収益の可能性のあるものに限り選定実施。(生物系特定産業技術研究推進機構)
〔17億円 10億円〕
- ・地域産業集積活性化事業、中心地市街地活性化事業、新事業創出基盤整備促進事業について、地域経済再生の中核となり、地域の個性ある産業の

発展等を促進する起業家育成施設等のうち、広域的に効果が高いものや地域振興に先導的な役割を果たすものなどに限定して実施。(地域振興整備公団)

一般会計	6,435 百万円	2,000 百万円
産投会計	2,800 百万円	2,300 百万円

- ・ 基盤技術研究促進事業について、平成 14 年度から、採択する委託研究を収益可能性のあるものに限定。(新エネルギー・産業技術総合開発機構)
〔130 億円 105 億円〕
- ・ 市街地整備改善事業及び地方都市開発整備等事業について、平成 14・15 年度予算において、都市再生を図るものに限定するという趣旨に沿って対応。(都市基盤整備公団、地域振興整備公団)

14・15 年度：ニュータウン開発事業について新規採択せず。		
都市基盤整備公団	3,843 億円	3,172 億円
地域振興整備公団	235 億円	203 億円

等

(事業規模の縮減)(注)〔 〕内は平成 13 年度予算と平成 15 年度予算の比較

- ・ 看護婦養成等業務について、労災看護専門学校 2 施設及びリハビリテーション学院を平成 15 年度末に廃止するなど業務を縮小。(労働福祉事業団)
〔5.3 億円 3.7 億円〕
- ・ 機構の行う在職者訓練につき、真に高度な訓練についての基準を策定し、それに基づく訓練コースの精査に伴い、平成 15 年度計画で訓練定員を前年度比 2 割削減(14 年度：31 万人 15 年度：25 万人)。(雇用・能力開発機構)
- ・ 農業者年金の新制度への移行(平成 14 年 1 月)に際し、4 部体制から 3 部体制へ縮減するとともに、定員の削減、業務費補助金の削減等を実施。(農業者年金基金)〔55 億円 41 億円〕
- ・ 漁船保険に係る再保険事業については、平成 14 年度予算において、漁船保険振興事業費補助金の一部を縮減。(漁船保険中央会)
〔96 百万円 20 百万円〕
- ・ 高度化融資について、平成 14 年度から融資規模を縮減。(中小企業総合事業団)〔1,618 億円 761 億円〕
- ・ 中小企業大専修校研修について、平成 14 年度から不採算コース数を削減。(中小企業総合事業団)〔1,872 百万円 1,291 百万円〕
- ・ 船舶共有建造業務について、政策課題への重点化を図り、事業規模を 20% 縮小。(運輸施設整備事業団)〔502 億円 407 億円〕
- ・ 奄美群島内事業者に対する保証業務の規模を縮小。(奄美群島振興開発基金)〔85 億円 75 億円〕
- ・ 融資業務について、平成 14 年度に引き続き平成 15 年度も事業規模を縮減するとともに、融資戸数を縮減。(住宅金融公庫)
〔10.6 兆円 5.7 兆円。融資戸数：55 万戸 37 万戸〕

- ・ 投融资規模について縮減。(国民生活金融公庫、日本政策投資銀行、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫等)

投融资規模(当初計画)		
国民生活金融公庫	38,330 億円	36,805 億円
日本政策投資銀行	16,000 億円	11,780 億円
農林漁業金融公庫	5,200 億円	4,600 億円
中小企業金融公庫	20,071 億円	19,000 億円

等

(業務の外部委託の拡大)

- ・ 通関情報処理システムの管理運営に係る業務の外部化について、電算機運転代行等について実施。(通関情報処理センター)
- ・ 電話催促等返還請求業務について、一部外部委託等を実施。(日本育英会)
- ・ 国立劇場の管理運営について、委託内容及び契約方法の見直しを行うなど、競争原理を導入した民間委託を拡充。(日本芸術文化振興会)
- ・ 機構の行う在職者訓練及び離職者訓練につき、訓練全体に占める民間外部講師を活用した訓練の割合を増加しているほか、離職者訓練については、訓練数の約9割を民間訓練機関に委託して実施。(雇用・能力開発機構)

等

(外部評価の実施と反映)

- ・ 機関評価及び研究開発プロジェクトの評価を事前・中間・事後の各段階において実施。宇宙開発委員会の下に設置されている計画・評価部会において事業団が行った上記評価結果等についてその妥当性を審議。(宇宙開発事業団)
- ・ 海外農業開発事業について、第三者委員会による外部評価を実施し、結果を平成14年3月から公表。(緑資源公団)
- ・ 平成14年度に外部有識者からなる「業績評価のための特別タスクフォース」において外部評価を行い、その結果について情報提供を実施。(自動車事故対策センター) 等

(国民に対する情報提供)

- ・ 研究成果について、「総務省情報通信研究評価指針」等を踏まえ、国民にわかりやすい形での情報提供を実施(工業所有権情報(267件)、成果報告書(710件))。(通信・放送機構)
- ・ 研究成果の公表について、インターネット等のマルチメディアによる情報伝達やインフォメーションルームを活用した情報提供を積極的に推進。(核燃料サイクル開発機構)
- ・ 研究成果について、ホームページ、NASDAi、月刊広報誌 NASDA NEWS 等を通じて、国民にわかりやすく公表。(宇宙開発事業団) 等

2 今後実施予定

(業務の廃止・見直し)

- ・ 業務・組織の在り方について、金融再生、早期健全化業務等の特例業務終了後に抜本的に見直し。(預金保険機構)
- ・ 技術協力、有償資金協力及び無償資金協力の国別、地域別の総合的な実施について、政府開発援助関係省庁連絡協議会等において検討中。(国際協力事業団)
- ・ エネルギー研究開発の位置付けの明確化について、「原子力二法人統合準備会議」等において検討中。(核燃料サイクル開発機構)
- ・ 量子工学試験施設については、廃止する方向で検討中。(核燃料サイクル開発機構)
- ・ 労災病院再編計画について、平成 15 年度中に策定予定。(労働福祉事業団)
- ・ 社会福祉施設退職手当共済の助成の見直しについては、平成 17 年度を目途に行われる介護保険制度の見直しに合わせ措置予定。(社会福祉・医療事業団)
- ・ 年金資金運用の在り方について、社会保障審議会年金資金運用分科会において、3月に、株式を含む分散投資という考え方は今後とも維持すべきとの意見書を取りまとめた。今後、意見書の考え方を基本として、年金制度の改革と併せて年金資金運用の在り方について検討を進め、次期財政再計算時(平成 16 年まで)に決定。(年金資金運用基金)
- ・ 年金加入者住宅等融資業務について、平成 17 年度までに廃止予定。(年金資金運用基金)
- ・ 預金保険機構の見直しに合わせて、業務及び組織のあり方について抜本的見直しを行う。(農水産業協同組合貯金保険機構)
- ・ 農業信用保険について、今後の収支環境の変化をも勘案し、代位弁済事故の発生抑制や適切な保険料水準の設定等に留意。(農林漁業信用基金)
- ・ 石油国家備蓄について、平成 15 年度に国の直轄事業化。(石油公団)
- ・ 広域調査については平成 15 年度に廃止、精密調査については平成 18 年度までに廃止することを新独法法において規定。(金属鉱業事業団)
- ・ 金属鉱産物備蓄事業について、総合資源エネルギー調査会鉱業分科会において、現行の備蓄目標期間(平成 13~17 年度)の中間年度である平成 15 年度の状況を踏まえ、中間見直し予定。(金属鉱業事業団)
- ・ 高度化融資のうち無利子融資について、必要最小限なものに限定する方向で検討中。存続するものについての貸付制度の期限及び廃止の指標の設定と合わせ、平成 16 年 7 月の独法化の際に措置予定。(中小企業総合事業団)
- ・ ベンチャー企業、ベンチャー支援機関等に対する助成について、一定期間経過後に終了する目安を検討中。平成 16 年 7 月の独法化の際に措置予定。(中小企業総合事業団)
- ・ 市街地整備改善事業及び地方都市開発整備等事業について、今国会提出

の独立行政法人都市再生機構法案において、既に市街地を形成している範囲に限定。(都市基盤整備公団、地域振興整備公団)

- ・ 出資業務について、遅くとも平成 17 年度末までに廃止予定。(奄美群島振興開発基金)
- ・ PCB 廃棄物処理事業について、平成 27 年度までの間に措置。(環境事業団)

(外部評価の実施等)

- ・ 有識者、保護者、地域代表等からなる評価機関を平成 15 年度に設け、利用者の支援状況等について定期的な評価を実施予定。(心身障害者福祉協会)
- ・ 野菜価格安定事業の費用対効果の分析・公表について、平成 14 年度から実施している分析手法の検討を踏まえ、平成 15 年度から費用対効果の分析・公表を行う。(野菜供給安定基金)
- ・ 高速増殖炉開発に係る道筋、第三者評価による進行管理の徹底等については、「原子力二法人統合準備会議」等における検討の結果を踏まえ、新たに設置する独立行政法人に反映すべく必要な措置を講ずる予定。(核燃料サイクル開発機構)
- ・ 海洋・気候変動観測、海洋生態系探査、海底地殻変動研究等に係る具体的な費用対効果分析について、平成 14 年度の外部有識者による委員会の調査結果に基づき検討中。(海洋科学技術センター)
- ・ 保証保険、債務保証事業等に係る評価手法について、総務省による「政府系金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価」を踏まえて、検討。(農林漁業信用基金)
- ・ ベンチャー出資事業に係る評価手法の検討について、平成 15 年度に外部委員からなる検討会を設置し、評価結果を事業運営に反映させる具体的な方法や評価項目について検討し、平成 16 年 7 月の独法化の際に明確化。(中小企業総合事業団)
- ・ 貿易振興事業に係る事業評価について、平成 13 年度に外部有識者により構成される業績評価委員会を設置し、平成 15 年 10 月の独法化までに評価方法を検討。(日本貿易振興会)
- ・ 第三者による評価制度について、外部専門機関に調査を委託し、その調査結果を踏まえて平成 17 年度までに導入予定。(国家公務員共済組合連合会)

等

組織形態の見直し

1 整理合理化計画の対象 163 法人のうち、既に 118 法人について法律改正等の必要な措置を実施。本通常国会に法案を提出している 10 法人も含め、これらで全体の約 8 割となっている。

法律改正により廃止・独立行政法人化等	4 6 法人 (5 法人)
法律改正により民営化等	1 4 法人 (5 法人)
経常費補助廃止、会則改正等により民営化等	1 2 法人
共済組合類型の法人として整理	4 6 法人

() は、本通常国会に法案を提出している法人数で外数。

2 その他の法人については、現状維持とされた 5 法人 (日本放送協会、日本銀行、日本赤十字社、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構) を除き、次のとおり。

改革の基本的な方向や検討のスケジュールが定まっているもの
1 6 法人

(道路関係 4 公団、政策金融 8 法人、年金資金運用基金、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、奄美群島振興開発基金)

(注 1) 道路関係 4 公団については、「道路関係四公団民営化推進委員会の意見を基本的に尊重するとの方針の下、…改革の具体化に向けて、所要の検討、立案等を進める」(平成 14 年 12 月 17 日閣議決定) こととされている。

(注 2) 政策金融機関については、「政府は、経済財政諮問会議の結論を踏まえ、経済情勢を見極めつつ、さらに検討を進める」(平成 14 年 12 月 17 日閣議決定) こととされている。

将来の完全民営化に向けた検討・対策を行っている特殊会社
5 法人

(関西国際空港株式会社、JR 4 社)

(注 3) 関西国際空港株式会社については、「現在の特殊会社としての経営形態を維持しつつ、将来の完全民営化に向けて、安定的な経営基盤を確立するため、経営改善を進め、有利子債務の確実な償還を期すとともに、当面の資金調達の円滑化を図ることとする」(平成 14 年 12 月 17 日閣議決定) こととされている。

集中改革期間内に見直しを検討し、結論を得ることとされている法人
8 法人

(公営競技 5 法人、NTT 3 社)

集中改革期間内に、財団法人化の方向で見直すこととされている法人
1 法人

(総合研究開発機構)

(以上)